

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例二十四号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正を踏まえ、都市計画区域以外の区域のうち知事が指定する区域内における建築物の敷地又は構造の制限を緩和するとともに、規定の整備をするもの

二 内容

(一) 容積率・建ぺい率の限度を超えることを可能とする特例許可の拡充

省エネ対策等のために必要な外壁等の屋外に面する部分の工事により、容積率や建ぺい率の制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度を設ける

(二) 容積率制限の合理化

(例) 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について、認定により容積率の算定基礎となる面積から除外する

(三) 規定の整備

三 施行期日

公布の日

ただし、二(三)の一部は令和六年四月一日